

## 議案第 8 号

白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を  
改正する条例

白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号オ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号資料

○白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第11号）新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 児童の父若しくは母又は児童に父母がないか若しくは児童の父母が監護しない場合において祖父母その他の養育者が、次のいずれかに該当するときの当該父若しくは母又は当該養育者（以下「ひとり親等」という。）及び当該児童</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（当該児童の父若しくは母又は養育者の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 児童の父若しくは母又は児童に父母がないか若しくは児童の父母が監護しない場合において祖父母その他の養育者が、次のいずれかに該当するときの当該父若しくは母又は当該養育者（以下「ひとり親等」という。）及び当該児童</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項_____の規定による命令（当該児童の父若しくは母又は養育者の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |